

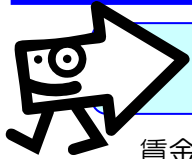
企業経営に役立つ給与・労務情報満載！

communis 通信

発行:コムニスサポート株式会社

〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F

TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339

E-mail: info@cmns.jpURL: <http://www.cmns.jp>

最低賃金ってご存知ですか？

賃金を決める際、世間相場等を気にすることは多いのですが、実は最低賃金以上かどうかも大切なポイントです。毎年この時期に改定されていますので、確認してみましょう！

Q1. 最低賃金制度とは？

A1. 最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

原則として常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わず、全ての労働者とその使用者に適用されます。

違反した場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

Q2. 最低賃金の対象となる賃金は？

A2. 毎月支払われる基本的な賃金に限られます。

※最低賃金の対象とならない賃金

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外割増手当、休日割増手当、深夜割増手当
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

Q3. 最低賃金以上となっているかどうかはどうやってチェックするの？

下記の通り、賃金形態に応じて3つの確認方法がございます。

- (1) 時給の人 時間給 \geq 最低賃金額
- (2) 日給の人 日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
- (3) 月給の人 月給 \div 1ヶ月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額

【確認方法の例】

基本給	110,000円
職務給	20,000円
通勤手当	5,000円
時間外手当	35,000円
合計	170,000円

東京都の会社で働いています。

1日7時間30分労働です。

年間労働日数250日です。

① 通勤手当、時間外手当は対象外なので除きます。

$170,000円 - (5,000円 + 35,000円) = 130,000円$

② 時間額に換算して最低賃金と比較します。

$(130,000円 \times 12ヶ月) \div (250日 \times 7.5時間) = 832円$

832円 < 837円 となり最低賃金以下となってしまいます。

平成23年東京都の最低賃金

837円

最新ニュース

厚生労働省の諮問機関・中央最低賃金審議会が、2011年度最低賃金の目安を正式決定し、厚生労働大臣に答申しました。

東日本大震災や電力不足で企業活動が打撃を受けていることを考慮し、上げ幅は縮小されています。全国平均時給は前年度に比べ6円アップの**736円**。最も最低賃金が高いのは東京都で**837円**ですが、今年最も上げ幅が大きかったのは神奈川県でした。（上げ幅→18円 最低賃金→836円）